

戦争犯罪について

97K119 館川知子

はじめに

戦争をなくすことは、古くから人類の悲願であった。人々が武器を使って争うことは、文明発生以来とだえたことがない。そして、戦争が起これば必ずといってよいほど残虐行為が行われ、多くの人々がその犠牲となってきた。このような行為は今日国際法上違法とみなされ、戦争犯罪と呼ばれている。

第二次世界大戦後には、大戦中にナチス・ドイツが行ったユダヤ人の虐殺や、日本軍が行った捕虜虐待といった残虐行為に対して、その行為者の責任を訴追するための国際軍事裁判が開かれた。ニュルンベルク裁判と東京裁判である。これらは国家単位で行われた犯罪について初めて個人が裁かれた例外的なものである。近年では、旧ユーゴスラビアやルワンダの内戦において、「民族浄化」と称して行われた残虐行為を訴追する国際刑事裁判所が設置されたことも記憶にあたらしい。

こうした例は、戦争の長い歴史の中ではかなり最近のものである。残虐行為は昔から行われていたとしても、意識的にそれらを戦争犯罪として処罰しようとする考えは、それほど古い歴史を持つわけではない。戦争犯罪の問題は、戦争をどのように捉えるかという戦争観の問題と深く関わっている。戦争観が展開していくにつれ、戦争犯罪観も展開していったといえる。

しかし、戦争犯罪を抑止するという理念を持つにもかかわらず、これらの裁判には様々な問題があった。国家主権と国際人道法の対立である。他国から介入されないという独立権を意味する国家主権の下で、国家として行った犯罪について人道的立場から個人を裁くことができるのか。このことは、1998年に採択された国際刑事裁判所規程の中でも問題となっている。

本稿では、過去の軍事裁判の経験をふまえて、国際刑事犯罪を裁くための課題と国際刑事裁判所の設置問題について、人道的観点から検討していきたい。

第1章 戦争犯罪について

1. 戦争の位置づけの変遷

(1) 正戦論と無差別戦争観

中世ヨーロッパにおいて、当時最大の封建領主であったカトリック教会は中世社会の思想の中心であり、そのもとに多くの神学者や思想家が「正戦論」の立場から戦争の位置づけを試みていた。なかでも代表的なのは13世紀のトマス・アキナスの『神学大全 (Summa Theologica)』で、それは戦争の三つの正当原因をあげたものであった。それら三つとは、君主のみが戦争宣言の資格をもつこと、戦争の原因が正当でなければならないこと、戦争は正しい意図で行われなければならないこと、である。つまり、自らの犯した誤りのために攻撃される者は、この誤りゆえに戦争に価したのである。この正戦論においては、正当原因をもつ君主側は罪ある敵に対してすべてのことが許されると考えられていた。トマスの正戦論はローマ法王の支持を受け、現実の戦争においても適用されたといわれている。

近世ヨーロッパは、1492年のアメリカ発見以来「新世界」に対する征服と植民の問題に直面し、その中で正戦論にも変化が見られるようになった。スペインの法学者ヴィトリアはトマスの影響の下にあったが、戦争を規律する規則について、無実の者を殺すこと、彼らの物を奪うこと、彼らを捕え奴隷にすること、人質を殺害すること、すべての犯罪者、捕虜および投降者を殺すこと、を否定した。また宗教改革を経る中で当時の宗教戦争の残酷さに直面して、戦争法規の問題に関心が向けられた。グロチウスは三十年戦争の最中に著した『戦争と平和の法 (*De jure belli ac pacis*)』(1625年)で、この戦争において野蛮人でも恥とするような戦争に対する抑制の欠如が見られるとし、戦争での残虐行為に対する緩和を説いた。彼はなお正戦論に依拠しながらも、自己の側に不正のあることを知りえない「克服しえない無知」による場合には、交戦者双方とも正当であるとみなされなければならないとした。

三十年戦争を終結させた1648年のウェストファリア講和は、ヨーロッパに多くの主権国家を生みだし、中世のローマ法王や神聖ローマ帝国によるヨーロッパの統一を崩壊させ、主権国家の併存関係と勢力均衡に支えられた国家系を成立させた。そしてこの時代に近代主権国家の関係を規律する国際法が基礎づけられた。国際法のもとでは、主権者が行うすべての戦争の正・不正を判定する上位者が存在しないことから、主権者の行うすべての戦争は国際法上合法と認めざるをえないという「無差別戦争観」が登場した。

さらに、19世紀から20世紀にかけて、紛争を武力で解決する傾向が強まった。1914年6月28日に勃発した第一次世界大戦では、近代科学の利用により戦争手段が飛躍的に発達した結果、戦争の被害も増大した⁽¹⁾。このため、戦場外の占領地域での一般住民の被害が目立つようになった。第一次世界大戦までの戦争法規は、戦争を始めること自体を違法としたり、犯罪者としてその責任者を処罰する制度が存在しなかった。従来戦争法規が、このような戦争形態の変化に十分対応できないことも手伝って、それ以前の、主に二国間の戦争では考えられないような、多くの戦争法・中立法違反が犯されることとなった。しかし第一次世界大戦後、世界大戦の残虐さを非難し、戦争禁止を求める国際世論を背景にして、ヴェルサイユ平和条約第一編に入れられた国際連盟規約において、戦争の禁止・制限が規定されるに至った。

連盟規約では、その前文に締約国が「戦争に訴えざるの義務を受諾し」とあるが、戦争を完全に違法化するには至らなかった。そこでは、連盟国間に国交断絶にいたるおそれのある紛争が発生すれば、平和的手段に訴えることによって、戦争勃発に一定の猶予を与えるにとどまったのである。この不完全な戦争違法化の規定に対して、その後さまざまな補完の動きがとられた。1924年国際紛争平和的処理議定書(ジュネーブ議定書)は、その前文で「侵略戦争が国際共同体に属する諸国の連帯関係の侵害および国際犯罪を構成する」として、連盟規約を改正し、同規約やこの議定書の約束に違反して戦争に訴える国を侵略国とみなすものであった(第10条)。しかし、この議定書は批准されず発効しなかった。なお、1925年にドイツ、フランス、イギリス、ベルギー、イタリアの間で締結されたロカルノ条約はこれら諸国が相互に戦争に訴えないことを約束し(第2条)、締約国間では国際紛争解決のための戦争を一般に禁止した。そして、1928年の不戦条約によっていっそう直接的に「戦争を放棄すること」が定められた⁽²⁾。

(2) 戦争の違法化への試み

第二次世界大戦では、第一次世界大戦の被害をはるかに上回る多くの人的・物的損害が生じた。その原因のなかには、戦争手段の残虐化や総力化のほか、特にドイツや日本の国内体制、

戦争性格の侵略性もあげることができるであろう。これらの国では、すでに戦前においてナチズムや軍国主義が政治を支配しており、人権を無視した国内専制体制をつくりあげ、戦争を契機にそれを周辺諸国や自己の勢力圏に持ち込もうとしたのである⁽³⁾。

第二次世界大戦後、国際連盟時代の反省から国際連合が設立された。国際連合は国際の平和と安全の維持を目的とし、国際連合憲章（以下国連憲章）第2条4項において戦争を違法とした⁽⁴⁾。この規定は、「戦争」という言葉を使用せず、「武力による威嚇又は武力の行使」とすることで、戦争を包括的に禁止しようとした。それは、「戦力にいたらない武力行使」として従来の諸条約の網の目をくぐり抜けてきた「事実上の戦争」をも禁止しようとしたからであり、これによって戦争の違法化が初めて完成されたことになる。ただしここでいう「戦争」とは一般に侵略戦争を意味し、自衛のための武力行使は禁止していないと解されている。

2. 国際法上の戦争犯罪

戦争犯罪とは、戦争の際に行われた国際法上の違反行為であり、その概念には狭義と広義の二つがある。狭義には戦時国際法の重大な違反で、それを行いまは命じた者を交戦国が捕えた時に処罰しうるものをさす。広義には、第二次世界大戦後ニュルンベルクおよび東京で行われた国際軍事裁判で新しく創設された犯罪をさす。そこでは狭義の戦争犯罪が「通例の戦争犯罪」とされ、「平和に対する罪」・「人道に対する罪」が加えられた。

狭義の戦争犯罪に該当する行為としては、軍隊構成員による交戦法規違反である捕虜の虐待、毒ガス等国際法上禁止されていた武器の使用、文民による武力敵対行為、スパイ行為、戦時反逆および剽盗があげられる。

「平和に対する罪」は、国際軍事裁判所条例第6条および極東国際軍事裁判所条例第5条において、「侵略戦争、もしくは国際条約、協定もしくは保障に違反する戦争の計画、準備、開始、遂行、または以上の行為のいずれかを達成するための共通の計画もしくは共同謀議への参加」と定義されている。平和に対する罪は、国際法上一般に禁止されている国家指導者の刑事責任を問うものであり、その概念は戦争法の枠外にあるとみなされてきた。侵略戦争が戦争違法化に伴い国際法違反となるだけでなく国際犯罪となること、その責任は国家機関の地位にある者であっても個人に負わされること、という問題のある前提がここには含まれている。平和に対する罪として定義されるこれらの罪は、第二次世界大戦以前は法的に犯罪行為ではなく、それについて個人の刑事責任を問うという観念は成熟したものではなかった。

「人道に対する罪」とは、国際軍事裁判所条例第6条および極東国際軍事裁判所条例第5条によれば、「戦争前または戦争中のすべての一般人民に対する殺人、絶滅的な大量殺人、奴隷化、強制的移動その他の非人道的行為、もしくは犯罪の行われた国の国内法に違反すると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属するいずれかの犯罪の遂行のために行われ、またはこれに関連して行われたところの、政治的、人種的または宗教的理由に基づく迫害行為」である（極東国際軍事裁判所条例には宗教的理由に基づく迫害行為は明記されていない）。人道に対する罪は、集団殺害の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）、戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約などの成立により、今日では個人責任を基本とした重大な犯罪として確立したといえる。

国連総会は「ニュルンベルク裁判所条例によって認められた国際法の諸原則」を確認する決議（3〔I〕、95〔I〕）を全会一致で採択し、1950年に国際法委員会（ILC）の作成したニュ

ルンベルク諸原則は、(a)平和に対する罪、(b)戦争犯罪、(c)人道に対する罪を国際法上の犯罪 (crimes under international law) として処罰されるもの (第6原則) とした。

このように、第二次世界大戦を契機に登場した新しい戦争犯罪概念は、戦後の国連の活動を中心とする国際法の展開の中で、単に戦勝国のつくりあげた概念というより普遍妥当的な概念として、より明確になり、いっそう定着するようになった。

第2章 国際人道法と戦争について

1. 国際人道法とは

国際人道法 (International Humanitarian Law) とは、武力紛争にさいして戦闘員や一般住民の生命や人間としての尊厳を保護するために認められる、一連の国際法規のことである。人道法という名称が一般化したのは、1971年に赤十字国際委員会 (CICR) と国連の協力のもとに開催された「武力紛争に適用される国際人道法の再認識と発展」のための政府専門家会議でこの名称が正式に用いられてからである。この会議で赤十字国際委員会の提出した文書によると、国際人道法は「明らかに人道的性質を有する武力紛争法の規則、すなわち人および人に不可欠な物を保護する規則」と定義されている⁽⁵⁾。

国際人道法という名称が採用されたのは、それが戦争観念転換後の武力紛争に適用されるということによるだけでなく、現代武力紛争において、科学技術の軍事利用および総力戦、ゲリラ戦の一般化による犠牲者の急速な増大、広汎化と被害の残虐化が顕著になってきたためといえる。この事情は、戦争の目的とされる敵国の意思をくじき、自国に屈服させるというレベルの問題をこえて、最も基本的な人権に属する人の「生きる権利」を根本的に否定し、人間の尊厳をも脅かしかねない。このような事情を少しでも緩和させ、人の生存を確保させる目的からすれば、国際人道法の呼称が適切といえる。つまり国際人道法は、現代武力紛争の規範的および事実的特徴から生み出された名称なのである。

2. 戦争および戦争犯罪に関する条約

(1) 第二次世界大戦以前の条約

a. セントペテルスブルグ宣言 (1864年。当事国17カ国)

ロシア皇帝アレクサンドルII世の招請により開かれた国際会議で採択され、ロシアの首都セントペテルスブルグで署名された。この宣言は前文で戦争の目的と兵器使用の関係を明示し、本文では量目400グラムに満たない爆発性または可燃性発射物の使用について、締約国による相互放棄が約束された。この禁止理由は、宣言の趣旨によれば、以上のような発射物のあつた兵士に不必要の苦痛を与え、負傷させるだけでなく無益に殺すことになるからである。同宣言は不必要な戦争被害の防止を目的としていることで、初めて人道的立場を示した実質的に最古の国際人道法である。この宣言は以後の戦争法典化の過程で参考にされ、特にある兵器の許容性の基準や範囲について宣言前文が果たした役割は大きい。なおこの宣言署名国17カ国は1国 (ベルシャ) を除きヨーロッパ諸国に限られ、アメリカは会議に参加せず、日本などアジア諸国もこれに加入していない。宣言前文の「文明諸国間の戦時における」使用をめざすという表現は、ヨーロッパを中心とした「文明国」間の関係のみを念頭においていたことを示している。文明国間の戦争の場合でも、この宣言の非締約国または非加入国が交戦国中の一国として加われば、そのときから交戦国である締約国または加入国間にもこの宣言が拘束力を失うとい

う“総加入条項 (*si omnes*)”が挿入されており、これが宣言の機会をいっそう狭めてきたといえる。

b. 戦争放棄に関する条約 (=不戦条約。1928年。当事国63カ国)

不戦条約は、フランス外相ブリアンが、アメリカ國務長官ケロッグに両国間の相互関係におけるすべての戦争を放棄する協定を結ぶことを提案したことに始まる。ケロッグがこれを戦争の一般的禁止の多数国間条約とするため他の諸国への参加を提案した結果、アメリカ、フランスのほか、ドイツ、ベルギー、イギリス、イタリア、ポーランド、チェコスロバキア、日本が参加し、1928年8月27日パリで署名された。不戦条約は、1939年時点で63カ国が加入するほど普遍性をもった条約となった。また本条約の効力については、無期限条約であることから現在も有効である⁽⁶⁾。

不戦条約は前文および3カ条からなるが、実質的な規定は2カ条である。その内容は、国際紛争の解決のために戦争に訴えることを非とし、国家の政策の手段としての戦争を放棄すること(第1条)、一切の紛争は平和的手段によらないで解決を求めてはならないこと(第2条)、である。これは、国際連盟規約、国連憲章とともに戦争違法化を推進する画期的な条約であった。

しかし不戦条約には、曖昧で不完全な点がいくつかある。まず、国際紛争を解決するべき平和的手段が明確に規定されなかったことで、条約に違反して武力を行使した国に対して、締約国は武力行使を禁止されていないと解釈できるということが挙げられる。この条約においてアメリカをはじめいくつかの国が、戦争の違法化とともに「自衛権の留保」を行ったため、「自衛に基づく武力行使」が国際紛争の例外となるきっかけを作ったということになる。しかも、締約国の武力行使について、自衛のための行使か否かを判断する機関が存在しないことから、戦争の合法・違法を自らが判断できるという問題が残っている。

不戦条約は国際条約としての批判を免れることはできないが、国際連盟規約で成文化された戦争違法化の試みを発展させたことは評価されるべき点である。

(2) 第二次世界大戦後の条約

a. ジェノサイド条約 (1948年。当事国118カ国)

第二次世界大戦の国際軍事裁判で類型化された「人道に対する罪」を条約化したものである⁽⁷⁾。正式には「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」という。この条約は戦時・平時を問わず、ジェノサイド(集団殺害)が国際法上の犯罪であるとし、その防止・処罰を義務づけている(第1条)。第2条では、「集団殺害」を次のように定義している。集団殺害とは、国民的・民族的・人種的・宗教的な集団の全部又は一部を破壊する意図をもって、(a)集団構成員を殺すこと、(b)集団構成員に重大な肉体的・精神的危害を加えること、(c)全部又は一部の身体的破壊をもたらすよう意図された生活条件を故意に集団に課すこと、(d)集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと、(e)集団の子供を他集団に強制的に移すことをいう。

ジェノサイド条約は、人道に対する罪を国際犯罪として実体化し、かつ国際犯罪の重要な原則である基本的人権の尊重を確保することを目的としている。国際法に基づいて個人が直接に処罰の対象として予定されていることは注目すべき点である。また、第6条にあるように、ジェノサイド罪についての管轄裁判所として、犯罪行為地の国内裁判所のほかに、国際刑事裁判所

があげられており、国際刑事裁判所規程の作成を促すものである。なお、日本は未加入である。

b. ジュネーブ諸条約（1949年。4条約ともに当事国186カ国）

ジュネーブ諸条約は、次の4条約で構成されている。「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」（第1条約）、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約」（第2条約）、「捕虜の待遇に関する条約」（第3条約）、「戦時における文民の保護に関する条約」（第4条約）である。総計429カ条におよぶこれらの条約は戦争犠牲者保護条約とも呼ばれている。

第二次世界大戦では、第一次世界大戦をはるかに上回る未曾有の戦争犠牲者を、特に一般住民・文民から多数出してしまった。その反省から、あらためて戦争法規ないしは人道法規を検討し、つくりあげる作業が、1946年から赤十字国際委員会のイニシアチブで始まった。そしてジュネーブ諸条約が生まれたのである。

ジュネーブ諸条約は従来の赤十字条約や捕虜条約の改訂にとどまらず、新しい性格や内容をもりこんでおり、それまで直接の規定対象とならなかった文民に一定の保護が与えられている。このことは戦争法における保護対象の範囲の拡大に新たな視角を与え、同時に戦争法から人道法への発想転換の一つの契機を示すものだった。第2条約が難船者に保護を広げたことも、第二次世界大戦の海戦における犠牲者を考慮に入れた結果である。またこれらの条約の適用範囲は、戦争宣言のない「事実上の戦争」にも及ぶことが明示されており、条約が戦争違法化のもとで侵略とみなされる武力紛争すべてに等しく適用されることは明らかである。

さらに、これら4条約には、「国際的性質を有しない武力紛争」としていわゆる非国際武力紛争と呼ばれる内戦に適用される共通規定（共通3条）がおかれている。これは、内戦に直接適用される初めての条約規定とされ、人道法が非国際武力紛争をも対象とし、その領域にも進出したことを示す画期的な条文である。こうして、国際武力紛争と非国際武力紛争にそれぞれに適用される人道法に二分類の方式が採用されることとなった。

ジュネーブ諸条約は、人道の面に限ってはいるが、戦争法一般の立法化を図った最初にして数少ない条約である。それ以降、国際連合が武力紛争時における国際人道法一般の充実に関心を寄せ、赤十字国際委員会との協力が加盟国に勧告されるようになり、ジュネーブ諸条約の追加議定書の成立を促した。

c. 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約（1968年。当事国42カ国）

この条約は前文及び11カ条からなり、戦争犯罪と人道に対する罪が最も重大な国際法上の犯罪に属するとして、これらの犯罪に時効はないという原則を国際法上確認し、その普遍的適用を確保することを目的としている。この時効不適用の傾向も、その対象とする犯罪を時効の適用される国内犯罪とは基本的に異なる国際法上の犯罪とみなしていることの結果である。犯行時期に関係なく時効不適用の対象となる犯罪は、第1条で次のように定義されている。すなわち、(a) 条例中に定義され、国連総会決議3〔I〕、95〔I〕に確認された戦争犯罪、とくにジュネーブ諸条約に列挙された重大な違反行為、および(b) 戦時または平時に犯されたかを問わず、人道に対する罪すなわち上記の条例、総会決議で定義、確認された人道に対する罪、武力紛争または占領による追い立て及びアパルトヘイト政策に基づく非人道的行為、ジュノサイド条約で定義された集団殺害罪である。また締約国は、犯罪人引渡しを可能とし、時効不適

用を確保するために必要な国内措置をとらなければならない(第3条、4条)。本条約は、ドイツにおける時効適用によるこれらの犯罪の不処罰の防止を動機に作成されたが、ドイツは日本とともに原則上の理由からこれに署名せず、この趣旨による国内立法措置をとった⁹⁾。

d. ジュネーブ諸条約追加議定書

(1977年。第1追加議定書当事国134カ国、第2追加議定書125カ国)

第1追加議定書と第2追加議定書があり、戦後の国際社会で起こった植民地、従属地域の人民の解放闘争とそこから生まれてきた多数のアジア・アフリカ諸国の登場を背景に、戦後の武力紛争、特に自決権に基づいた民族解放闘争や内戦の現実に適合させるために作成されたものである。これらの議定書は、4会期にわたる「国際人道法の再認識と発展のための外交会議」において討議が進められ、採択された。

第1追加議定書は「国際武力紛争における犠牲者の保護に関する1949年8月12日ジュネーブ条約に対する追加議定書」という。102カ条と二つの附属書からなり、その構成はジュネーブ諸条約に分けられていた対象をまとめ、さらに害敵手段・方法に関する規定も若干取り入れている。

第2追加議定書は「非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する1949年8月12日ジュネーブ条約に対する追加議定書」という。これは24カ条からなり、ジュネーブ条約共通3条と比べて一見大きな進展が見られる。今日では多くの武力紛争が内戦の形をとっているため、この議定書の起草は関心を引いた。しかし民族解放闘争が第1追加議定書の範囲に入れられたことに伴い、第2追加議定書に対する諸国、特に第三世界の関心は会議の途中からかなり削がれた。

これらの追加議定書が確立した人道法は、ジュネーブ諸条約に対する追加という形式をとりつつも、内容的には同条約の体制や枠をこえる新しいものである。国際慣習法にまでは成熟していないとはいえ、近年のゲリラの慣行や新たな害敵手段についての規定をおき、少なくとも関連する国際法分野の方向を示すものとしての意義は十分にある。なお、日本は未加入である⁹⁾。

(3) 今日の条約

・国際刑事裁判所規程(=ICC規程。1998年。未発効)

1998年、大量虐殺や戦争犯罪に対する個人の罪を裁く国際刑事裁判所(ICC)設立のための外交会議が開かれ、総会において裁判所設置を定めた条約を賛成多数で可決した。これによって、二度の世界大戦や大量虐殺の歴史を経て、国際社会への重大犯罪に関与した個人を裁く初の常設機関が誕生することになる。なお、この規程は60カ国の批准で発効する。

ICCは、司法制度が崩壊状態にある紛争地域や途上国での虐殺や非人道的行為を引き起こした行為者を摘発し、法廷に立たせることを最大の目的としている。

ICC規程は、個人の刑事責任追及というその目的から、対象犯罪、管轄権、刑法の一般原則、裁判所の構成、裁判手続、刑罰や国際協力・司法共助といった実体的規定と手続的規定の双方を含む広範な分野に及ぶ13部128カ条から構成されている。対象犯罪については、第5条1項において「国際社会全体の関心事たる最も重大な犯罪」に対象を限定したうえで、ジェノサイド(集団殺害)罪(Crime of genocide)、人道に対する罪(Crimes against humanity)、戦争犯罪(War crimes)及び侵略の罪(Crime of aggression)の4つの犯罪類型を挙げて

いる。これらの犯罪は、コアクライム、すなわち犯罪中の犯罪として国際法に基づき処罰対象とすべきものと広く考えられていたものである。しかし、侵略の罪については、その定義及びICCが管轄権を行使する条件に関して外交会議で合意が得られなかったため、扱われなかった(同条2項)。

規程には画期的な点も少なくない。まず、被害者への補償条項である⁽¹⁰⁾。これはニュルンベルク、東京裁判や、国連の旧ユーゴスラビア、ルワンダ両国際刑事裁判所でも取り入れられていない考え方である。また、補償問題に限らず、弱者の権利、特に女性や子供を重視する立場の条項を多く含んでいる。

規程は投票によって採択されたが⁽¹¹⁾、アメリカ、中国などの21世紀に活躍が期待される重要な諸国が締約国に加わらなかった⁽¹²⁾。なかでもアメリカは、海外に派兵されて平和維持活動などにあたっている自国の兵士が政治的な動機から訴追されることを懸念し、反対票を投じた。いずれにせよ、ICCの設立は国際社会全体の支持を得る形では実現しなかったため、将来におけるその機能や実効性に問題を残したといえる。

2001年1月31日現在、ICC規程の署名国は139カ国、そのうち批准国は27カ国である。署名期限である2000年12月31日にはアメリカとイスラエルが署名に踏みきり、ICC規程発効への期待は一気に高まった。しかし、2001年1月に発足したアメリカのブッシュ新政権はICC規程に対して不支持の意向を示し、今後のICC創設に向けた国際社会の動きが減退することは必至である⁽¹³⁾。

3. 国際刑事裁判所について

(1) 条約成立までの経緯

20世紀の歴史は、輝かしい科学技術等の進歩という積極的な面とともに、世界大戦その他の大量殺戮と暴力の絶え間ない生起という否定的な面からも特徴づけることができる。このような中で国際社会は、非人道的な組織的暴力の首謀者等を国際法上の犯罪者としてその責任を追究することができないか、という課題を追求し続けてきた。なかでも、第二次世界大戦の敗戦国であるドイツおよび日本の戦争責任者を軍事法廷で裁いたのは画期的なことであった。しかし、これらの軍事法廷における裁判は法的な観点からも大きな問題をはらんでいた。

この問題は東西冷戦構造の中で容易に進展することはなく、90年代に入ってから動きを見せ始めた。それにはいくつかの理由が考えられる。第1に、冷戦構造が崩壊し、国連を中心とした国際機構による問題の解決に対する期待が高まったこと。第2に、頻発する地域紛争を前にして、その予防のためには紛争を起こした者に対する制裁が必要であるという認識が高まってきたこと。第3に、武力紛争が繰り返される度に罪のない市民、特に女性および児童に対して攻撃が加えられることに対する憤りが高まってきたことである。そして旧ユーゴスラビアにおいて生じた武力紛争の際の民族浄化と称する集団殺害が起こったことで、これらの残虐行為を行った者を国際法廷において処罰すべきであるとの強い世論が形成されていった。

この間、ILC(International Law Commission)は国連総会から国際刑事裁判所規程草案を優先的に取り上げるよう要請されていた。主権国家の並立という国際社会の現状から、その準備は難航したが、ヨーロッパの中小国が主導権を握り、国際刑事裁判所規程が採択されたのである。

(2) 組織

ICCは統括部、上訴部、公判部、予審部、検察局および書記局から構成される(第34条)⁽¹⁴⁾。裁判官は18名で、その任期は9年、再選は認められない(第36条9項)⁽¹⁵⁾。また、統括部は裁判所長ならびに2名の副所長により構成され、裁判所の公正な運営を行う(第38条)。次に、裁判部の構成について、上訴部は裁判所長と裁判官4名、公判部は6名を下まわらない裁判官、予審部も6名を下まわらない裁判官とする(第39条1項)。検察官ならびに次期検察官は締約国総会の秘密投票で選出される。任期は9年で、再選は認められない(第42条4項)。書記長は裁判官が締約国総会の推薦に配慮して秘密投票で選出する。任期は5年で、一度だけ再選を認められる(第43条)。

(3) 管轄

ICCが訴追、処罰できる犯罪は、(1)ジェノサイド罪、(2)人道に対する罪、(3)戦時犯罪、(4)侵略罪の四つのコア犯罪(core crimes)に限られ(第5条1項)、ICC締約国は加盟と同時に、四つのコア犯罪について自動的にICCの管轄を容認する。但し、侵略罪は今後その法的定義と裁判所による管轄権行使の条件が定められ、ICC規程の改正がなされるまで、ICCの対象犯罪から除外される(第5条2項)。

a. 人的管轄

国際的関心が最も集まる深刻な犯罪を行った個人を訴追と処罰の対象とする(第1条)。

b. 時間的管轄

ICCはその規程が発効した後に発生した犯罪についてのみ管轄権をもつ(第11条1項)。非加盟国が受諾宣言をした場合を除き、途中で加盟した国については加盟後に発生した犯罪についてのみ管轄権をもつ(第11条2項)。

c. 補完性原則

締約国の国内裁判所が国際犯罪に対する刑事管轄権をもつことを当然の前提とし、被疑者を捜査・訴追する意思と能力をもつと認められる限り、ICCは原則として管轄権を行使することはできないことになっている(前文、第1条後段)。これを補完性の原則という。

(4) 手続

管轄権が発動するメカニズムは、①締約国の告訴(その場合、必ずしも関係当事国の告訴でなくともよい)、②憲章第7章のもとで行動中の安全保障理事会による付託、および③検察官による職権捜査、がある(第13条)。但し、検察官の職権捜査については権限濫用が行われないようにするために、予審部の審査を必要とする(第15条)。

ICC規程は刑法総則12カ条(第22条～33条)を掲げる他、刑事手続として、捜査および訴追、公判、被害者賠償、刑罰、上訴および再審について規定する。さらに、被疑者、被告人などの人権保障は徹底しており、被疑者の場合にも公選弁護人を置き、逮捕拘留の適法性につき審査請求権を与えている(第55条2項(c))。適用法規は、①裁判所規程、②条約および一般国際法、ならびに③適用可能な国内法の一般原則が挙げられる(第21条)。

4. 問題点

これまでも多くの戦争や戦争犯罪に関わる条約を作り、戦争を違法としてきたにもかかわらず

らず、完全に戦争をなくすことはできない。そこには自衛権という存在があるからである。自衛権の背景には他国から介入されない権利として国家主権があり、戦争によって国家存亡の危機に陥るなど国家主権が侵されそうになるときに自衛権が発動される。そして自衛権を實際に行使することは武力行使を意味するので、戦争はなくなるのである。国連憲章第2条4項は「侵略戦争」を禁止したのであって、「自衛のための武力行使」は禁止していない。しかも両者の認定は非常に困難であり、このような状況の中でどれだけ国家主権を超えて個人を裁くことができるかが問題となる。国家主権は国際人道法の対極に位置するため、条約を作っても実際に個人を裁くことは難しくなっている。

1998年に採択されたICC規程は、ついに条約によって常設の国際刑事裁判所を設立するとともに、国際法上のコア犯罪を定めて、被告人を直接国際法によって訴追し処罰する基本的枠組みを実現化した。国家主権と国際人道法の問題が生じる一方で、国家主権を超えて個人を裁く常設機関の設立は、国際社会における「国家犯罪」の発生に強力な抑止力を発揮することは間違いないだろう。その反面、ICCは刑事国際法に基づく国際公権力機構となるには土台の脆弱性が指摘される。合意によってのみ拘束される国際法特有の規範力によって、国内刑法と同じように国際犯罪を強制的に処罰できるかが問題である。しかし様々な不備を抱えながらも、国際的な重大犯罪を裁くための常設機関が設立されることは各国政府に対する圧力になりうるため、その存在意義は大きい。

第3章 事例研究

1. 二大軍事裁判

(1) 国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判。1945～1946年）

第二次世界大戦の主要連合国であるアメリカ、イギリス、フランス、ソ連は、大戦中にユダヤ人に対する残虐行為や虐殺などを行ったドイツ人やナチス党員を処罰するため、国際軍事裁判を行った。連合国は1945年8月8日、「国際軍事裁判所の設立に関する協定」（ロンドン協定）を作成し、それに基づいてニュルンベルク国際軍事裁判所が設置された⁽¹⁶⁾。また、この協定の付属書として国際軍事裁判所条例（以下「ニュルンベルク条例」）が作成され、法廷の組織、権限、職務、手続などが規定された。裁判所の管轄は条例において、平和に対する罪（第6条a）⁽¹⁷⁾、戦時犯罪（第6条b）、人道に対する罪（第6条c）に及ぶとされた⁽¹⁸⁾。このうち、平和に対する罪と人道に対する罪は、国際法にとって未知である新しい戦争犯罪概念であった。

ニュルンベルク国際軍事裁判所は、ドイツの主要戦争犯罪人24名（うち1名は自殺、もう1名は病気で審理除外）を被告として⁽¹⁹⁾、1945年11月20日に審理を開始し、46年9月30日と10月1日に判決を下した⁽²⁰⁾。その他の戦争犯罪人については、ドイツの米・英・仏管理ゾーンをはじめ、戦争被害をこうむったヨーロッパの多くの諸国でその捜査、逮捕、訴追が行われた⁽²¹⁾。特に米占領ゾーンでは親ケースにあたるニュルンベルク判決を公式に知らしめ、履行するために軍事裁判所が設けられた。

この裁判所は、完全な形での国際裁判所というよりも、むしろ特定の罪について訴追するために設置された暫定的な裁判所であった。そのため、罪刑法定主義、裁判所の構成などの原則的な点で問題を残してしまった⁽²²⁾。当時の裁判が、法廷に立たされた被告人を公正に裁いたのか、侵略を抑止するという、裁判の本来の目的が達成されたのかは疑問である。この裁判所は司法性を欠いており、遡及法を押しつけていたとの批判もある。

(2) 極東国際軍事裁判（東京裁判。1946年～1948年）

極東国際軍事裁判所は、1946年1月19日、連合国最高司令官マッカーサーの公布した「極東国際軍事裁判所設置に関する命令」に基づいて設置された⁽²³⁾。この命令付属の極東軍事裁判所条例（以下「極東条例」）第5条では、ニュルンベルク条例第6条と同様に裁判所の管轄権の及ぶものとして、平和に対する罪⁽²⁴⁾、人道に対する罪⁽²⁵⁾、通例の戦争犯罪⁽²⁶⁾の三つをあげた。

結果として、この裁判所は日本の主要戦争犯罪人28名（うち2名は結審前に病死、1名は精神異常で審議から除外）を被告として⁽²⁷⁾、1946年5月3日に審理開始、48年11月4～12日に判決が言い渡され、25名全員が有罪となった。また、その他の戦争犯罪人については、大戦中日本が占領した諸地域において、太平洋地域の米軍最高指令官の設置した軍事委員会や、いくつかの国の代表からなる国際委員会で裁判が行われた。

東京裁判の最終的な判決は、いわゆる多数派判決によって下されたが、その中でレーリンクをはじめとする5名の裁判官により反対意見書が提出された⁽²⁸⁾。レーリンクは東京裁判の問題点として、①解放戦争の非犯罪性⁽²⁹⁾、②戦争を阻止・終結できなかった責任⁽³⁰⁾、③人道に対する罪の改ざん⁽³¹⁾、の三つをあげた。また、極東国際軍事裁判所は国際軍事裁判所と同様に、特定の罪を裁くために暫定的に設置された裁判所であった。そのため、罪刑法定主義、裁判の中立性について問題を残した。

2. 近年の国際軍事裁判

(1) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（1993年～）

1993年5月、国連安全保障理事会（以下安保理）は旧ユーゴスラビア領域で行われた国際人道法の重大違反を裁く旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（以下旧ユーゴ国際刑事裁判所）を設立することを決議した⁽³²⁾。1991年、六つの共和国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、モンテネグロ、セルビア、スロベニア）で構成されるユーゴスラビア社会主義連邦共和国が分裂した。その分裂の過程で発生した国際人道法の重大違反を犯した者を訴追する目的で、旧ユーゴ国際刑事裁判所は設立されたのである。ここでの重大違反は、「民族浄化（Ethnic Cleansing）」政策に象徴される大規模かつ組織的な異民族追放であり、非戦闘員である一般住民の集団を強制収容し、強姦し、強制退去させる複合犯罪である点が特徴とされる⁽³³⁾。

旧ユーゴ国際刑事裁判所の地位は、国連憲章第7章に基づく「強制措置」としての司法機関（憲章第41条）であり、安保理の「補助機関」である。したがって、旧ユーゴ国際刑事裁判所は司法的補助機関の性質から安保理の政治的思慮から独立して機能するものとされ、他方において、強制措置の性格から、その時間管轄は旧ユーゴスラビア（以下旧ユーゴと略称）領域における平和と安全の回復および維持について行う安保理の決定に左右される特設（ad hoc）性が明確にされている。なお、旧ユーゴ国際刑事裁判所は二つの公判部、一つの上訴部、検察官および書記長から構成される（規程第11条）。

裁判所設立から97年7月までの4年間に、19件の起訴案件が確定し、起訴状に基づいて79人の被告人に逮捕状が発せられた。そのうち、逮捕されて身柄を国際裁判所拘置監に移送されたのはわずか8名であった（98年現在では27名）。それ以外の15起訴案件、71被告人については、欠席裁判の禁止と司法警察の欠如が災いして、事実上審理は停止状態である⁽³⁴⁾。

(2) ルワンダ国際刑事裁判所 (1995年～)

ルワンダは何世紀にもわたって、多数派であるフツ族と少数派であるツチ族の間で部族間の憎悪を引き金とした内紛 (civil conflicts) を経験してきた。そして1990年に再び民族紛争が発生し、1994年4月から7月にかけて、人口790万人のうちフツ族一般住民 (穏健派ツチ族含む) 80万人ないし100万人が、フツ族政府軍、民兵、一般住民によって虐殺された⁽³⁵⁾。安保理は同年11月、ルワンダの事態が国際平和および安全に対する脅威を構成するものと判定し、国連憲章第7章に基づいてルワンダ国際刑事裁判所を設立する決議を採択した⁽³⁶⁾。

ルワンダ国際刑事裁判所は、旧ユーゴ国際刑事裁判所と同様、その法的地位は憲章第7章に基づく「強制措置」としての特設司法機関 (憲章第41条) であり、安保理の「補助機関」 (同29条) である。ただし、司法機関の性質により安保理の政治的判断からは独立して機能するものとされる。また、強制措置の性格からルワンダ国際刑事裁判所の管轄権は、ルワンダの合意なしにルワンダ固有の属地的ならびに属人的管轄権に属する国際犯罪事案に介入することが認められている。またルワンダ国際刑事裁判所規程第9条は一事不再理 (*non bis in idem*) の規定を置いている。一旦ルワンダ国際刑事裁判所の訴追を受けた以上、同一事案につき国内裁判所により訴追されることはない (同条第1項)。同様に、原則として、一旦国内裁判所の訴追を受けた以上、同一事案につきルワンダ国際刑事裁判所により訴追されることもない。今後の問題は、ルワンダ国際刑事裁判所規程の死刑禁止と一事不再理の結合が、国連の特設国際刑事裁判所の判決結果にどのような影響を及ぼすかにある。

1997年12月現在、ルワンダ国際刑事裁判所は被告人33名のうち25名の身柄を拘留して、公判にそなえている。一方で、ルワンダ国内裁判所は統治基本法に基づく専門裁判廷において、集団殺害を計画・扇動・指導した被告人180名に死刑を宣告した⁽³⁷⁾。

3. 現在問題とされる事件

(1) 元チリ大統領ピノチェト氏逮捕 (1998年)

1998年10月、1970年代に起こったチリ軍政下での大量虐殺、拷問などの責任者とされている元大統領ピノチェト氏がイギリス警察に逮捕された。元大統領の逮捕によって、国際社会や国内で激しい論争が起こり、事態は「法的手続問題」から、国際社会がこうした独裁者の裁きはどう取り組むべきかという政治問題へと発展した⁽³⁸⁾。しかし2000年3月、イギリスのストロー内相はピノチェト氏が健康上の理由から裁判に耐えられないと判断し、釈放した。これによって第三国による訴追が不可能となり、帰国後チリ国内で訴追されるかどうかに関心が移っていった。

チリのサンティアゴ控訴裁判所は2000年12月1日、1973年に左翼活動家ら55人が殺害された「死のキャラバン事件」の指導者であるピノチェト氏を、殺人誘拐の罪で在宅起訴し、自宅軟禁に置くよう命じた⁽³⁹⁾。しかし同控訴裁は11日、元大統領側の主張を追認し、起訴を取り消す決定を下した。それを受けてチリの最高裁判所は18日、元大統領に対するサンティアゴ控訴裁の起訴取消しが妥当かどうかをめぐる審理を開始し、20日に起訴と自宅軟禁の命令を取り消す最終決定を下すとともに、20日以内に元大統領の尋問を実施するよう命じた⁽⁴⁰⁾。

2001年1月29日、サンティアゴ控訴裁はピノチェト氏を殺人と誘拐の罪で再度起訴し、自宅軟禁下に置くよう命じた。3月8日には起訴取消しを求めている元大統領側の訴えを退けたが、起訴事実については殺人、誘拐ではなく、これらの犯罪事実を隠ぺいした罪に限定した。起訴

を支持する決定は刑事裁判の開始に道を開くことになるが、罪状が限定されたことに対して犠牲者の遺族から批判が出ており、最高裁まで争われることが予想される。

(2) ポルポト派に対する裁判について (1999年)

ポル・ポト政権時代のカンボジアで行われた大虐殺に関与したとして、1999年4月2日、タ・モク参謀総長らポル・ポト派幹部に対し、カンボジア系フランス人がパリ検事局に「人道に対する罪」で告訴した。告訴されたのは参謀総長のほか、キュー・サムファン元幹部会議長、イエン・サリ元副首相らである⁽⁴¹⁾。当時の国際社会には、タ・モク参謀総長の処遇をめぐる国際法廷の設置を求める声があったが、カンボジアのフン・セン首相は国内法廷で裁く意向を示していた。しかし4月28日になって、カンボジア政府に投降したポル・ポト派を裁くことはカンボジアの国益にならないとして、裁判にかかる意思が無いことを表明した。国際社会がポル・ポト時代の大虐殺罪を裁く国際法廷の設置にこだわれば、再びカンボジアが混乱に陥る危険性があるため、このような措置をとったのである。

その一方で、特別法廷設置をめぐるカンボジアと国連の交渉は同年8月から本格化し、裁判官の構成や共同検察官制度などで両者の対立が続いたが、2000年7月に事実上の合意を見せた。12月29日には、カンボジアの下院本会議で特別法廷設置法案の審議が始まり、2001年1月2日に満場一致で可決した。法案によると、特別法廷はプノンペンに設置し、1975～79年の犯罪を対象として、共同検察官（カンボジア人1名、外国人1名）が起訴するとされている⁽⁴²⁾。これによって200万人近くが犠牲になったとされる悲劇の真相を究明する作業が始まることになったが、法廷の具体的な設置場所などをめぐる国連側との詰め作業や、裁判官や検察官の選定手続きが残っており、開廷までにはなお時間がかかる情勢である。

(3) ミロシェビッチ・ユーゴスラビア前大統領起訴 (1999年)

国連の旧ユーゴ国際刑事裁判所は1999年5月26日、ミロシェビッチ・ユーゴスラビア大統領（当時）をコソボでの残虐行為の疑いで起訴し、国際逮捕状を出したと発表した。ミロシェビッチ氏がコソボでのアルバニア系住民追い出しや虐殺、レイプなどの非人道行為に密接に関連した疑いを固めたことで起訴に踏み切ったとみられる。この事件は国際刑事裁判所規程の発効前であるため、人道的観点から国家主権を超えて個人を裁くことができるかどうかの問題となった。

2000年9月、ユーゴスラビア連邦大統領選挙が行われ、10月6日、野党側である民主野党連合のコシュトニツァ氏が次期大統領に当選した。ミロシェビッチ氏は今後も国政に関わっていくことを主張しながらも、自らの敗北を認め、ミロシェビッチ政権は崩壊した⁽⁴³⁾。同年11月には8年ぶりに国連への復帰を果たし、コシュトニツァ新政権の下でユーゴスラビアは民主化に向けて大きな一歩を踏み出した。

ユーゴスラビア連邦セルビア共和国議会は2001年1月、セルビア民主野党連合（DOS）の中心人物であるジンジッチ民主党党首を首相とする共和国内閣を承認し、ジンジッチ政権が発足した。ジンジッチ首相は、旧ユーゴ国際刑事裁判所が身柄引き渡しを求めているミロシェビッチ氏について、国内で起訴に向けた証拠集めを進めており、国内での起訴後、数カ月以内に旧ユーゴ国際刑事裁判所での審理に引き継ぐ考えを明らかにしている。しかしコシュトニツァ連邦大統領は、前大統領の外国への身柄引き渡しを憲法違反として拒否しており、今後「共和国

対連邦」の対立に発展することが予想される。

第4章 検討

1. 罪刑法定主義

罪刑法定主義は刑罰上の大原則であるが、その中に刑罰不遯及の原則がある。これは行為時に犯罪ではなかった行為は、その後の法律で遯って処罰することはできないということである。二大軍事裁判は従来の国際法の立場から、裁判終結の当時このような批判がなされた。「平和に対する罪、人道に対する罪といった今まで未知の国際犯罪を特別条約によって定立し、これを遯及して非締約国である第三国に適用することは事後法の適用となり、罪刑法定主義にも反する。」つまりこの主張によれば、二大軍事裁判において侵略戦争を犯罪として処罰するためには、侵略戦争が国際法違反であることが確立していなければならなかったのである。しかし二大軍事裁判は、ニュルンベルク条例、極東条例に基づいて事後法で裁判を行った。そのため、裁判手続自体に問題があったと考えられる。

旧ユーゴ国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所についても、弁護側から罪刑法定主義に反しているという主張がなされている。常設の国際刑事裁判所（ICC）が設立されない限り、戦争犯罪を扱う国際裁判には罪刑法定主義の問題が伴ってくるのである。そのためにも、国際刑事裁判所規程の重要性を多くの国が理解し、早急に裁判所を設立することが現在の国際社会の課題である。

2. 法定手続上の問題

二大軍事裁判に対する批判には次のようなものもある。「裁判所が公平性を求めていたならば、連合国（戦勝国）ばかりで裁判所を構成せずに、枢軸国の利害を代表する中立国からも裁判官を加えるべきであった」。二大軍事裁判では戦勝国である連合国によって裁判が行われ、裁判官の専任、適用する法も戦勝国によってのみ作られた。そして、この裁判では敗戦国である枢軸国の戦争犯罪人だけが処罰されたため、「勝者の裁き」といわれている。二大軍事裁判で適用された三つの犯罪はすべての交戦国に等しく適用されるべき国際法違反の犯罪であり、戦勝国側の行為にも適用されるべきであった。しかし勝者側の罪を裁く国際裁判所は設置されなかった。また二大軍事裁判が行われた時、ドイツおよび日本は国家主権を奪われた状態にあり、この例外的な国家主権の空白状況の中で、最初の国際刑事裁判所が設立されたことを忘れてはならない。このように、二大軍事裁判は国際法の革新を導く重要な先例となったと評価されながらも、裁判所の構成と裁判の中立性について問題を残してしまった。

1993年に設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所は、国連主導の下で初めて中立の立場から戦争犯罪を裁いた。裁判所の構成についての問題はクリアしたといえるが、上官の命令で違反を犯した者ではなく、本来命令をした者、つまり戦争指導者をいかに厳しく処罰するか、また戦争指導者の罪をどこまで科学的に立証できるかが今後の課題である。

3. 国家主権との対立

国際裁判は各国の協力がなければ行うことはできないが、通常なら国家は主権を盾にして裁判に応じない。例えば、他国にしてみれば虐殺者であり、重大な戦争犯罪人だとしても、自国にとっては民族を解放した英雄とされていることがある。ミロシェビッチ前大統領の起訴の背

景にはこのような問題がある。しかし、ミロシェビッチ政権が崩壊したことで、前大統領訴追の動きは活発化するだろう。

国家主権を超えて国際犯罪を裁くことは難しい。国際刑事裁判所規程が国内の議会で理解を得られない点からも、国家主権の問題が深刻であることがわかる。しかし国家主権を侵すからといって国際的な重大犯罪を見逃すことは、人道的観点から考えて許されることではない。すでに集団虐殺などの重大犯罪は国内管轄事項から国際関心事項へと変わってきている。国家主権という枠組みを超えて、違反行為を行った個人を裁くことの必要性を国際社会に理解してもらうことが急務である。

結びにかえて

今日の紛争は、冷戦構造の崩壊により地域紛争という形で頻発化している。それが民族紛争の場合、紛争が終結して国際裁判となっても、国内が不安定となり混乱が起こる可能性があるため裁判を行うことができない。国際刑事裁判所設立に向けて、内戦の際の法違反行為についてどのように国家主権を超えて、裁判を行うかが今後の問題となってくる。

1998年に国際刑事裁判所規程が採択されたが、一部では裁判所の実効性に疑問を投げかける声も出ており、規程に反対している国も少なくない。しかし残虐化する国際犯罪による被害者を救済し、人権を保護するためには、国家主権が制約される場合があることへの理解が必要である。国際刑事裁判所が戦争の抑止力となり、平和を実現して人権侵害をなくすためにも、国際社会全体が努力し、協力しあうことが必要である。

20世紀の国際社会は二度の世界大戦を経験し、現在も多くの地域紛争を抱えている。そのような中で国際法は、戦争を禁止する法だけでなく、戦争による被害者を救済する法の制定などを通じて確実に発展してきた。そして、カンボジアやユーゴスラビア国内での動きを見てもわかるように、国際社会との様々な対立を抱えながらも、重大戦犯を裁く動きは活発になりつつある。これからの各国の動きに注目しながら、国際犯罪を裁くことが近い将来に戦争を抑止する力になっていくことを期待したい。

註

- (1) 1915年4月22日に始まったイーブル（ベルギー）の戦いでは、ドイツ軍が初めて毒ガス（塩素ガス）を使用し、以後双方ともさまざまな種類の毒ガスを大量に使用した。
- (2) 第2章（3. 戦争および戦争犯罪に関する条約）参照。
- (3) とくにナチス・ドイツは、ユダヤ人を中心とする数百万という膨大な数の文民、一般住民を追放し、強制収容所に移して殺害するなど、非人道的行為は極限にまで達した。中国大陸や東南アジア地域でも、日本軍の非人道的行為により、無数の一般住民が死傷し、捕虜も虐待を受けた（藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書、1995年、74頁）。
- (4) 「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」（国連憲章第2条4項）。
- (5) 国際人道法のこの概念は、人道的性質の有無をメルクマールとするため、「人道」の意味や所与の規則における人道的性質の有無の判断をめぐって争いの生ずる余地はある（藤田久一『国際人道法』有信堂、1993年、3頁）。
- (6) ラテン・アメリカ諸国（アルゼンチン、ボリビア、エルサルバドル、ウルグアイ、ブラジル、パラグアイ、メキシコ、チリ）は1933年10月10日、リオデジャネイロで不戦条約と同様の内容を持つ「不侵略と調停に関する不戦条約」（ラテン・アメリカ不戦条約）を締結した。
- (7) ジェノサイドということばは、第二次世界大戦中に当時アメリカ陸軍省顧問であったレムキンが、ナチ犯罪の特異性を示すためにつくった造語である（藤田久一『戦争犯罪とは何か』、137頁）。
- (8) 東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ブルガリア、ソ連は、法令で時効不適用を宣言または確認し、フランスは1964年12月26日に、法律で人道に対する罪への時効不適用を定めた（藤田久一『国際人道法』、205頁）。
- (9) 「新規立法」的内容も多く、民族解放戦争の経験からくる新興国の主張も大きくとり入れられていることから、先進国には現時点で批准の意味をもたないものも少なくない（筒井若水『国際法辞典』有斐閣、1998年、181頁）。
- (10) 被害者の要求に応じて、裁判所が下す決定の中で、具体的な被害認定をしたり、有罪とされた被告個人に保障を命じたりすることも可能とされている。
- (11) 投票結果は賛成120、反対7、棄権21であった（小長谷和高『国際刑事裁判序説』尚学社、1999年、134頁）。
- (12) 反対国はアメリカをはじめ、中国、イスラエル、ロシアなど7カ国。なおインドは棄権した。
- (13) パウエル米務長官は2001年2月14日、アナン国連事務総長と会談し、「クリントン前大統領は昨年12月にICC規程に署名したが、ブッシュ政権は議会に批准を要請するつもりはない」と述べ、アメリカとして国連が主導するICCには参加できないとの姿勢を強調した。
- (14) 裁判官は徳望高く、自国で最高の司法官に任じられる資格があり、少なくとも9名は刑事法に通暁し、刑事実務を経験した者から、また、少なくとも5名は国際法分野に優れ、法的処理能力ある者から選出される（規程第136条3、5項）。
- (15) 裁判官の選挙は締約国会議の秘密投票で3分の2以上の多数決で行われ、世界の法体系、地理的平衡、性別の公平が配慮される。
- (16) 協定の有効期間は1年とし、期限の1カ月前までに廃棄通告がないときはさらに1年継続すると定められた。但し、すでに行われた訴訟手続および確定した判決は協定廃棄によっても影響を受けないと定められた（小長谷和高、前掲書、38頁）。
- (17) 条例は、2種類の平和に対する罪を区別している。第1は、侵略戦争の、または国際条約違反の戦争の計画・準備・開始または実行であり、第2は、このいずれかを達成するための共通の計画または共同謀議への参加である。起訴状もこの区別にしたがった。起訴状の訴因第1は、

平和に対する罪のみならず、戦争犯罪および人道に対する罪のかかる共通の計画または共同謀議であり、訴因第2は、侵略戦争または条約違反の戦争の計画・準備・開始および実行である（藤田久一『戦争犯罪とは何か』、79頁）。

- (18) 「人道に対する罪」は本来ドイツ国家社会労働党のユダヤ人ならびに非ナチ分子に対する迫害と追放政策の実行を対象としたものである（小長谷和高、前掲書、46頁）。
- (19) その中には、ゲーリング航空相、リッベントロップ外相、ヘス副総統、カイテル元帥、ヨードル陸軍総司令官、デーニッツ海軍総司令官などの最高級の政治家と軍人が含まれていた（小長谷和高、同書、44頁）。
- (20) 10名に絞首刑、3名に無期禁固刑、2名に禁固20年、1名に禁固15年、1名に禁固10年が科せられ、3名は無罪とされた。
- (21) 他にナチ戦犯を裁いた国内裁判の例として、「アイヒマン裁判」があげられる。アイヒマンは1960年から62年までイスラエルにおいて、「人道に対する罪」や「ユダヤ人に対する罪」により訴追された。
- (22) 国際軍事裁判所の組織は、戦勝国であるアメリカ、イギリス、フランス、ソ連から選ばれた各1名の裁判官および予備裁判官から構成された一審制の裁判廷であった。
- (23) 裁判官はアメリカ、イギリス、フランス、ソ連、オランダ、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンの11カ国から構成された。
- (24) 「平和に対する罪」の定義について、ニュルンベルク条例は、「侵略戦争の実行」を固有の「宣言」で開始された戦争と、宣言なしに開始された戦争を区別せずに犯罪行為であるとする。これにに対して、極東条例はとくに「宣戦を布告せる又は布告せざる侵略戦争」を犯罪的なものとして扱っている。東京裁判における起訴状の訴因第1～第4は、すべての被告を1928年1月1日～1945年9月2日までの間に日本が他国に対する侵略行為をおこなう共通の計画または共同謀議に指導者・組織者・教唆者または共犯者として参画したものとして、告訴した（藤田久一『戦争犯罪とは何か』、92～93頁）。
- (25) 極東条例では、「人道に対する罪」が「すべての一般市民に対して」犯された犯罪であることを明確には述べていない。東京裁判の起訴状は、日本領土で日本国民に対する犯罪を理由に日本の主要犯罪人を告訴せず、日本国民以外の人に対する犯罪に限定した。また、極東条例には「宗教的理由に基づく迫害」への言及がない（藤田久一、同書、122～123頁）。
- (26) その内容はニュルンベルク条例と同じものとみなされた。起訴状の訴因第53～54は、連合国の軍隊、捕虜および文民抑留者に対する戦争の法規慣例の遵守を確保する責任を有するところ、故意または不注意でその違反を防止する適当な手段をとるべき法律上の義務を無視したかどで、被告人を告訴した（藤田久一、同書、106頁）。
- (27) そのうちには、東条英機（首相、陸軍大将）、平沼騏一郎（首相、枢密院議長）、広田弘毅（外相、首相）、木戸幸一（内大臣）、松岡洋右（外相）、荒木貞夫（陸軍大将、陸相、文相）、小磯国昭（陸軍大将、陸相、首相）、永野修身（海軍大将、海相）、嶋田繁太郎（海軍大将、海相）などの最高級の軍人と政治家が含まれていた。（小長谷和高、前掲書、45頁）。
- (28) その他の裁判官は、裁判長であるウエップ（オーストラリア）、ベルナル（フランス）、パール（インド）、ハラニーヨ（フィリピン）である。
- (29) 「太平洋戦争はアジアから欧州列強を追い出すための戦争であった。アジアの視点に立つ場合に、過去の侵略から植民地を解放する目的で行われた戦争が「犯罪」行為とみなされるべきではない。」これは最終判決書に添えられたパール判事の個別的意見である（小長谷和高、前掲書、50頁）。
- (30) 日本政府閣僚は、戦争の抑止または終結を目的として政策決定に参加したにもかかわらず、その努力が実らなかったため主要犯罪人に加えられた者がいた。彼らを一律に「平和に対する罪」によって、侵略戦争の計画・準備・開始・実行、もしくはこれらの行為のいずれかを達成する

ための共同計画または共同謀議への参加を理由に、どの範囲まで責任を負わせうるものかが特に問題とされた（小長谷和高、同書、50頁）。

- (31) 人道に対する罪の本質的な構成要件は、非人道的な行為が「一般住民に対して行われた」ところにあるにもかかわらず、極東条例第5条はこの構成要件を削除したうえで、同じ「人道に対する罪」の名のもとに日本の被告人を裁いた。連合国最高指令官の行政命令に法的根拠をおく極東条例第5条が、ニュルンベルグ方式を恣意的に改ざんして適用したことに、極東国際軍事裁判所の特異性と問題点が指摘される。
- (32) 正式名称は「1991年以降旧ユーゴスラビア領域において国際人道法の重大違反を犯した者を訴追する国際裁判所」である。
- (33) 国連専門委員会の最終報告書によれば、92年4月以降、旧ユーゴ連邦軍（YPA）がクロアチア、ボスニアから正式撤兵した直後から、ボスニアのセルビア人勢力による広い範囲で大規模かつ組織的な「民族浄化」が発生したとされる（小長谷和高、前掲書、67頁）。
- (34) 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程は被告人に対する罪状を決定するにあたって、最も基礎的な保障の一つとして、「自ら出頭して裁判を受ける権利（規程第21条4d）」を被告人に認めている。
- (35) 正式名称は「1994年1月1日から同年12月31日までの間にルワンダ領域で行われた集団殺害罪その他国際人道法の重大違反に責任ある者、及び隣接諸国領域で行われた集団殺害罪その他の重大違反に責任あるルワンダ国民を訴追する国際裁判所」である。
- (36) この時国連の対応はひとまず事態を静観するものであった。結局安保理はツチ族側のルワンダ愛国戦線（the Rwandese Patriotic Front. = RPF）が内戦を終結し、民族統一政権が樹立されたことを見届けた97年7月になってようやく調査に乗り出した（小長谷和高、前掲書、110～111頁）。
- (37) ルワンダ国際裁判所専門裁判廷は、死刑を宣告した者のうち、22名の公開銃殺刑を98年4月24日に国内数カ所で執行した。その後、98年7月には無罪判決の容疑者136名を赦免したが、一方で死刑判決は7月30日3名、8月9日12名、9月11日2名といったペースで進んでいる（小長谷和高、同書、127頁）。
- (38) イギリスのサッチャー元首相は元大統領が「英国の恩人」だったことを主張し、逮捕を厳しく非難した。一方で政界の一部や人権保護団体アムネスティ・インターナショナルなどは、「倫理に基づく外交」を唱えるブレア政権にふさわしい措置として逮捕を支持した。
- (39) 元大統領弁護団は同年12月2日、精神状態を調べる検査や尋問を先送りしたのは手続違反として、起訴と自宅軟禁の差し止めを請求した。それを受けてサンティアゴ控訴裁は5日、弁護団の請求を審理するため、起訴の手続と自宅軟禁を一時中断することを決定した。
- (40) 2001年1月10日、ピノチェト氏は精神鑑定を受けるためサンティアゴの陸軍病院に入った。23日にはサンティアゴ控訴裁のグスマン判事による初の尋問が行われた。尋問でピノチェト氏は事件への関与を否定した。
- (41) 告訴状の容疑事実は、1975年にボル・ポト派が政権を掌握した直後に起きた父子2人の行方不明事件に関するもので、タ・モク氏らボル・ポト派幹部は拷問や虐殺などを指導したとしている。
- (42) 裁判は三審制で、裁判官は一審が5名、二審が7名、三審が9名。最高刑は終身刑である。
- (43) ミロシェビッチ氏はテレビで演説し、「コシュトニツァ氏の大統領選での勝利を祝福する。新大統領のもとでのユーゴスラビア国民の成功を祈りたい」と述べる一方で、自ら率いる社会党について「強力な野党であり続ける。次の選挙を勝ち抜くために勢力を拡大する」とした。

参考文献

- 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、1995年。
筒井若水『国際法辞典』有斐閣、1998年。

小田滋・石本泰雄編『解説条約集（第7版）』三省堂、1997年。
 国際連合広報局編、中央大学国際関係法研究会・中央大学図書館訳『創立50周年記念国連年鑑特別号 国連半世紀の軌跡1945-1995』中央大学出版部、1997年。
 国際連合広報センター『国際連合の基礎知識』世界の動き社、1997年。
 藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書、1995年。
 トーマス・バーゲンソル著、小寺初世子訳『国際人権法入門』東信堂、1999年。
 高野雄一・宮崎繁樹・斉藤恵彦編『国際人権法入門』三省堂、1983年。
 久保田洋『入門国際人権法（訂正）』信山社、1997年。
 田畑茂二郎『国際法新講（下）』東信堂、1991年。
 藤田久一『国際法講義Ⅱ 人権・平和』東京大学出版会、1994年。
 波多野里望・小川芳彦編『国際法講義（新版）』有斐閣、1993年。
 城戸正彦『戦争と国際法（改訂版）』嵯峨野書院、1996年。
 宮崎繁樹編『国際法』同文館、1981年。
 藤田久一『国際人道法（新版）』有信堂、1993年。
 藤田久一『国連法』東京大学出版会、1998年。
 山本草二『国際刑事法』三省堂、1991年。
 小長谷和高『国際刑事裁判序説』尚学社、1999年。
 経塚作太郎『現代国際法要論（補訂版）』中央大学出版部、1992年。
 田畑茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法（新版）』有信堂、1987年。
 佐藤和男監修、終戦50周年国民委員会編『世界が裁く東京裁判』ジュピター出版、1996年。
 五十嵐武士・北岡伸一編『争論・東京裁判とは何だったのか』築地書館、1997年。
 ジョゼフ・E・パーシコ著、白幡憲之訳『ニュルンベルグ裁判（上・下）』原書房、1996年。
 『ジュリスト』1998年12月1日号（「ローマ会議を振り返って－国際刑事裁判所設立に関する外交会議」；長嶺安政「国際刑事裁判所規程の成立－成立に至る経緯及び同規程の概要を中心に」；真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪」；松田誠「国際刑事裁判所の管轄権とその行使の条件」；山口幹生「国際刑事裁判所に関する司法上の協力について」）。
 今井直「国際問題における人権－歴史的展開」『国際問題』No.473、1999年8月。
 定形衛「コソヴォ紛争とNATO空爆」『国際問題』No.483、2000年6月。
 『新潟日報』98年10/27、11/1、11/10、99年4/4、4/16、4/27、00年11/27・28、11/30、12/3、12/8、12/13、12/20、12/22、12/24・25、12/27・28、12/30、01年1/3、1/12、1/15、1/17、1/25、1/27、1/29、1/31、2/4、2/16・17、3/10。
 『朝日新聞』98年7/19、10/23、10/26・27・28、10/30、99年5/28、00年3/3・4、9/25・26・27、9/29・30、10/1・2・3・4・5・6・7・8、10/28、11/2、12/3・4、12/7。

（卒業論文指導教員 福王 守）